

2014年山口県人事委員会勧告について（声明）

山口県人事委員会は10月17日、山口県職員の給与等について報告と勧告を行った。

1. 県人事委員会は、2014年度の給与改定に関わる勧告に加え、2015年度以降についても、すべての世代にわたって生涯賃金の大幅引き下げとなる「給与制度の総合的見直し」の勧告を強行した。「給与制度の総合的見直し」の人事院勧告は、政府の総人件費削減の要請を受けたものであり、公労働者の労働基本権制約の代償機関である人事院の在り方の自己否定に他ならない。これに準じて県人事委員会が「給与制度の総合的見直し」の勧告を強行したことに対して高教組は抗議の意思を表明するものである。

(1) 2014年の給与改定については、公民較差が1,759円・0.47%であることを受け、若年層を中心にすべての号給にわたる給料表の改善を勧告した。一時金は民間が4.11月分であり、0.15月分引き上げ、年間4.15月とし、勤勉手当部分に充当するよう勧告した。また国同様、単身赴任手当の改善、再任用者への単身赴任手当の支給、管理職員特別勤務手当の支給を勧告した。この結果、県立学校の給料表〔教育職(一)〕は教諭・養護教諭(2級)で3,500円から100円(再任用300円)の幅で、実習助手・寄宿舎指導員(1級)で3,200円から200円(再任用600円)の幅での改善となる。しかし、今年4月の消費者物価指数は全国で3.4%、山口市で3.3%増加しており、賃上げといっても実質賃金は引き下げでしかない。生計費原則に基づいた大幅賃上げこそ求められていた。とはいえ、人事院が高齢者層や再任用職員については給与を据え置き、他県が国の給料表に追随する中、県人事委員会がすべての号給での給料表改善という主体的勧告を行ったことについては一定評価したい。

一方、県人事委員会は国が2011年に廃止・削減を勧告した現給保障について、2015年4月からの廃止の勧告を強行した。単一給であり、職階制になじまない教育職や学校事務職にとって廃止の影響は大きく、断じて容認できるものではない。また、55歳超の昇給停止については「引き続き検討」の報告にとどめているが、今後の「改正」地方公務員法の施行に伴い、「人事評価」「教職員評価」の賃金リンクに含みを持たせていることには注意が必要である。「評価」の賃金リンクは教育になじまず、教育の営みを破壊するものであるからである。とはいえ、国がベテラン層を中心に賃下げを強行しているもとの、55歳超の昇給停止の勧告を阻止したことは、教職員の生活実態や勤務実態、教育の特殊性を踏まえた勧告を要求してきた私たちの運動の成果である。同時に、通勤手当の「見直し」や、主幹教諭など「新しい職」に対応する「特2級」の給料表を勧告させなかったことも全国に誇るたかひの到達点である。

(2) 一方、県人事委員会は「給与制度や給料表の構造については国家公務員の制度に準ずる」とし、「給与水準については県内の民間給与水準との均衡を図ることを基本」とするとして、2015年4月以降は国に準じて「給与制度の総合的見直し」の実施(平均2%の引き下げ、若年層据え置き、高齢層は最大4%の引き下げ)勧告を強行した。

山口県はこれまでの県内の公民較差を基にした独自の給料表を反映して、「給与制度の総合的見直し」で改定された国の給料表より2%弱ほど上回っているものの、国と同様の率・額での引き下げであり(教諭で0%~3%、最大12,900円の引き下げ)、断じて容認できない内容である。とりわけ、ベテラン層を冷遇するとともに、校長よりも教頭や教諭の引き下げ額が上回るなど、管理職との格差拡大が生じていることは大問題である。教諭については現行137号から145号へと号給の継ぎ足しがあるものの、現行の水準に追いつくものではない。

「給与制度の総合的見直し」のねらいが「世代間配分の見直し」と「地域間配分の見直し」にあるように、地方の給与削減やベテラン層の給与削減は、東京や都市部の地域手当の増額、霞ヶ関本庁の手当の増額とともに、地域間格差をさらに拡大するものである。下げられるばかりの地方は、経済の活性化はおろか、逆にマイナスの影響を生じてしまいかねない。産業連関表をもとに試算すると、2%の公務員賃下げが山口県に与える影響は年間総消費支出でマイナス44億5,500万円(全労連公務部会試算)にも上り、安倍内閣が掲げる「地方創生」とも矛盾する勧告である。このような勧告を到底容認するわけにはいかない。県人事委員会は、「給与制度の総合的見直しにより、職員の給与水準が低下し、民間との乖離が生じた場合には、来年以降の公民較差の状況に応じて、所用の措置を講ずる」と報告しているが、2015年の勧告において、ベテラン層を含め、大幅な賃金引き上げを勧告すべきである。